

会則 会費細則

(入会金)

第1条

会員は、入会に際して入会金20万円を納めなければならない。

(会費)

第2条

会員は、毎年9月末日までに、年会費20万円を納めなければならない。ただし、当法人の事業年度の途中に入会した場合会費を以下のように定める。

○入会月が 4月から9月の場合は、10万円

○入会月が10月から3月の場合は、20万円

(支払方法)

第3条

会員による入会金及び会費の支払いは、当法人から各会員に送付する請求書に基づき、当法人が指定する銀行口座に指定の期日までに振り込む方法による。

(払戻し)

第4条

事業年度の途中で退会した場合において、納付された入会金、会費の払戻しは行わない。

附 則

- 1 日本環境情報審査協会は本協会の基金の拠出者であるため、その会員が当法人に入会する場合には、当法人の入会金を免除とする。
- 2 当法人設立時の年会費（平成19年7月1日～平成19年9月30日）については免除とし、会員は次年度（平成19年10月1日～平成20年9月30日）分の年会費より納めることとする。

制定：平成19年 7月 1日

改訂：平成21年12月 1日